

日EU・EPA自己申告制度利用方法の紹介

【輸出編・輸出者自己申告】



2020年11月
関税局・税関
EPA原産地センター



EPA特恵税率を適用して「サーモスタット」をドイツに輸出したいと思いをます。申告には、「輸出者自己申告」を使いたいです。

■ 産品：サーモスタット

□ 輸出先：ドイツ

□ HS番号：第9032.10号

□ 材料

- | | |
|---------------------------|----------------|
| 01 本体カバー：PBT樹脂 | … 国内サプライヤーが製造 |
| 02 バイメタル：その他の合金銅フラットロール製品 | … 輸入品 |
| 03 バネ：ベリリウム銅 | … 輸入品 |
| 04 接点：銀 | … 輸入品 |
| 05 リベット：銅 | … 輸入品 |
| 06 端子：黄銅 | … 輸入品 |
| 07 ケース：フェノール樹脂 | … 国内サプライヤーから購入 |
| 08 キャップ：アルミニウム | … 輸入品 |
| 09 充填剤：ポリウレタン樹脂 | … 輸入品 |
| 10 リード：電気絶縁をした線、ケーブル | … 輸入品 |

□ 製造工程：輸出者の日本国内工場にて上記材料を組み立て



輸出貨物のEPA利用のステップ

1. 輸出貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

4. 原産地規則を満たすかを確認

5. 輸出面での原産地手続 (※)

(1) 原産品申告書を作成

(2) 証明資料を保存

※ 輸出者・生産者による自己申告の場合。相手国の輸入者による自己申告の場合には輸入者に情報を提供

6. 相手国におけるEPA税率の適用

7. 必要に応じ相手国からの検証に対応

輸出貨物のEPA利用のステップ（目次）



1. 輸出貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

4. 原産地規則を満たすかを確認

5. 輸出面での原産地手続（※）

（1）原産品申告書を作成

（2）証明資料を保存

※ 輸出者・生産者による自己申告の場合。相手国の輸入者による自己申告の場合には輸入者に情報を提供

6. 相手国におけるEPA税率の適用

7. 必要に応じ相手国からの検証に対応

1 HS番号（品目分類番号）とは

- HS番号とは輸出入の際に産品を分類する番号です。
- EPA税率、産品が原産品であるかを判定する基準は、いずれもHS番号に基づいて設定されています。

HS番号は、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）」に基づいて定められた、輸出入の際に産品を分類するコード番号です。

桁数が増えるにつれ、より詳細に品目が特定されます。

HS番号は6桁までで、世界共通、輸出入共通です。

各国、7桁目以降の国内細分を独自に定めています。

日本の場合は3桁で設定。HS 6桁に細分3桁を加えた9桁を統計番号といいます。

cf. 米国10桁HTSコード

 サーモスタットは、第90.32項、第9032.10号 に分類されます。

類（2桁） = 第90類

項（4桁） = 第90.32項 自動調整機器

号（6桁） = 第9032.10号 サーモスタット

ステップ 1
完了 5

1. 輸入貨物のHS番号を特定

2.

3.

4.

5.

6.

7.

👉 特定方法（一例）

■ HS番号に関するお問合せは、各税関関税鑑査官部門でお受けしています。（P45参照）

■ HS番号は「輸出統計品目表」（日本における輸出申告で使用）、または「実行関税率表」（日本における輸入申告で使用）で調べることができます。

注）実行関税率表に記載されている税率は日本への輸入に適用されるものです。

➤ 税関HPホーム ⇒ 「輸出入の手続き」タブ ⇒ 1. 品目分類及び税率「輸出統計品目表」
(<https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>)

■ HS番号（6桁まで）は世界共通、輸出・輸入共通ですが、税率は各国で異なります。

輸出統計品目表 検索画面

第18部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品

分類

第90類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	類注	品目表
		類注	品目表
		類注	品目表

統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit		他法令 Law
番号 HS code			I	II	
90.32		自動調整機器			
9032.10		- サーモスタット			
	100	-- 電気式のもの	NO	KG	ET
	900	-- その他のもの	NO	KG	ET
9032.20	000	- マノスタット	NO	KG	ET
		- その他の機器			

輸出貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸出貨物のHS番号を特定

 2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

4. 原産地規則を満たすかを確認

5. 輸出面での原産地手続（※）

（1）原産品申告書を作成

（2）証明資料を保存

※ 輸出者・生産者による自己申告の場合。相手国の輸入者による自己申告の場合には輸入者に情報を提供

6. 相手国におけるEPA税率の適用

7. 必要に応じ相手国からの検証に対応

2 ステップ1で特定したHS番号をもとに、輸出する産品にEPA税率が設定されているかを確認します。

確認方法（例）

原産地規則ポータル（P47参照）
<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

① 日EU・EPA 附属書2-A PART2 SECTION B Schedule of the European Union
→ この表に掲載されていないHS番号に分類される産品は、関税即時撤廃されています。

➤ 原産地規則ポータルから

ホーム／協定・制度別情報／日EU経済連携協定

⇒ 日EU経済連携協定／5. 参考／相手国側譲許表

⇒ EPA相手国側譲許表（関税率表）／EU／相手国側譲許表（附属書2-A）

(<https://www.mofa.go.jp/files/000382107.pdf>)

② TARICデータベース（欧州委員会）

➤ 原産地規則ポータルから

ホーム／協定・制度別情報／日EU経済連携協定

⇒ 日EU経済連携協定／5. 参考／相手国側譲許表

⇒ EPA相手国側譲許表（関税率表）／EU／（参考）相手国税関等／EU共通関税率（TARIC）

(https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/what-is-common-customs-tariff/taric_en)

③ ジェトロHP World Tariff

ジェトロ 世界各国の関税率

検索

(<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>)

World Tariffのユーザー登録が必要です。

ジェトロHPからユーザーIDとパスワードが即時取得可能。日本居住者は無料。

④ （工業品）経済産業省HP掲載「EU側の工業製品に関する合意の詳細（EUへの輸出）」

(<https://www.meti.go.jp/press/2017/12/20171225008/20171225008-1.pdf>)

- 1.
2. EPA税率が設定されているかを確認
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.

TARICデータベース（欧州委員会）でサーモスタット（HS番号第9032.10号）を検索

1. 税関HP EPA相手国側譲許表（関税率表）

ラオス	日・ASEAN包括的経済連携協定	相手国側譲許表 (附属書1)	
EU	日EU・EPA	相手国側譲許表 (附属書2-A)	EU共通関税率 (TARIC)

クリック

2. TARICトップページ

3. TARIC Consultation 検索画面

Search by goods code and geographical area

Goods code [Browse] Origin/destination

[Advanced search]

Retrieve Measures

HS番号6桁入力

原産国選択
Japan

The current reference date for the query is 15-10-2020 [Change the reference date]

※TARIC画面の図は欧州委員会HPから引用

3. HS第9032.10号の情報一覧

※TARIC画面の図は欧州委員会HPから引用

User Guides, Information and Downloadable data: [Info]

TARIC measure information [Show all information]

The reference date is 15-10-2020
Last TARIC update: 14-10-2020

Area: Japan - JP
Goods nomenclature code: 903210
Measure type:
Order number:
Measure publication start date must be after:
Measure publication start date must be before:
Legal base:

1 - 4 / 4

SECTION XVIII OPTICAL, PHOTOGRAPHIC, CINEMATOGRAPHIC, MEASURING, CHECKING SURGICAL INSTRUMENTS AND APPARATUS; CLOCKS AND WATCHES; MUSICAL INSTRUMENTS AND ACCESSORIES THEREOF

CHAPTER 90 OPTICAL, PHOTOGRAPHIC, CINEMATOGRAPHIC, MEASURING, CHECKING SURGICAL INSTRUMENTS AND APPARATUS; PARTS AND ACCESSORIES THEREOF

9032 Automatic regulating or controlling instruments and apparatus : (TN70)

9032 10 - Thermostats :

9032 10 20 - - - Electronic :

9032 10 20 10 - - - For use in civil aircraft (TN100)

9032 10 20 90 - - - Other

9032 10 80 - - - Other :

9032 10 80 10 - - - For use in civil aircraft (TN100)

9032 10 80 90 - - - Other

4. 輸出国別の関税率表示

9032 10 20 90 - - - Other

9032 10 80 - - - Other :

9032 10 80 10 - - - For use in civil aircraft (TN100)

9032 10 80 90 - - - Other

ERGA OMNES (ERGA OMNES 1011)

- Import control of fluorinated greenhouse gases (23-10-2011) [Show conditions] [/14](#)
- **Third country duty (01-01-2017 -) : 2.10 %** [/16](#)
- Suspension - goods for certain categories of ships, boats and other vessels and for drilling or production platforms (01-01-2017 -) : **0 %** (EU003) [R2658/87](#) (TM510)
- Airworthiness tariff suspension (01-11-2018 -) : **0 %** (CD333) [R1517/18](#)

Japan (JP)

- **Tariff preference (01-02-2020 -) : 0 %** [D1907/18](#)

All third countries (ALLTC 1008)

- Restriction on export (01-01-2007 -) (TM571) [R1210/03](#)
Additional Code 4053: Optical, photographic or cinematographic apparatus, between 50 and 100 years old, other than those covered by the additional codes 4008, 4010, 4011, 4013, 4023, 4040 - 4048
- Restriction on export (01-01-2007 -) [R1210/03](#)
Additional Code 4099: Other than those mentioned in Regulation (EC) no 1210/2003 (OJ L 169): no restrictions

クリック

7桁目以降のEU独自の分類

HS第9032.10号の産品に日EU・EPA税率が設定されており、WTO協定税率より関税が削減されていることが確認できます。



適用されるEPAと税率 : 日EU・EPA / 税率 Free

ステップ2
完了

輸出貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸出貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

 3. 適用される原産地規則を特定

4. 原産地規則を満たすかを確認

5. 輸出面での原産地手続（※）

（1）原産品申告書を作成

（2）証明資料を保存

※ 輸出者・生産者による自己申告の場合。相手国の輸入者による自己申告の場合には輸入者に情報を提供

6. 相手国におけるEPA税率の適用

7. 必要に応じ相手国からの検証に対応

3-1 協定に定める原産品の要件を確認します。



日EU・EPA 第3章 原産地規則及び原産地手続
 第A節 原産地規則
 第3・2条 原産品の要件

1 一方の締約国が他方の締約国の原産品に対する関税上の特惠待遇を第2・8条1の規定に従って適用するに当たり、次に掲げる産品は、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たす場合には、他方の締約国の原産品とする。

- (a) 次条に定めるところにより完全に得られ、又は生産される産品
- (b) 他方の締約国の原産材料のみから生産される産品
- (c) 非原産材料を使用して生産される産品であって、附属書3-Bに定める全ての関連する要件を満たすもの

(中略)

4 原産品としての資格の取得に関するこの章に定める要件は、締約国において中断することなく満たされなければならない。



使った材料が原産材料か非原産材料かによって、
 原産品の要件が変わるんですね。

EPAの原産品の要件（原産地基準）

EPA上の原産品と認められるための要件（原産地基準）は、相手国との交渉によって決定されるため協定によって異なる部分がありますが、基本的には、「完全生産品」、「原産材料のみから生産される製品」、「実質的変更基準を満たす製品」が原産品とされます。

完全生産品

完全生産品とは、その「生産」が1か国で完結している産品をいいます。
該当する産品が協定上具体的に掲げられています。

（例）生きていた動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの（日EU・EPA第3.3条1(b)）

原産材料のみから生産される産品

締約国の原産材料のみから、当該締約国において完全に生産される産品のことをいいます。
生産に使用された材料は全て原産材料であるため、外見上は1か国で生産が完結しているように見えますが、原産材料の生産に使用された材料にまで遡ると、非締約国で生産された材料（非原産材料）が使用されています。

実質的変更基準を満たす産品（品目別原産地規則を満たす産品）

非締約国の材料（非原産材料）を使用して締約国において完全に生産される産品が、元の材料から大きく変化している場合には、原産品と認められます。この大きな変化を「実質的変更」、実質的変更があったと判断する具体的な基準を「実質的変更基準」と呼んでいます。実質的変更基準は、品目毎に異なるため、「品目別原産地規則」としてまとめられ、各協定の附属書等になっています。

原産地規則における「原産材料」「非原産材料」

原産材料

EPAの原産地基準を満たして原産品と認められる材料

- ・完全生産品
- ・原産材料のみから生産される産品
- ・実質的変更基準を満たす産品（品目別原産地規則を満たす産品）

非原産材料



日EU・EPA 第3・1条 定義（f）

「非原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされない材料（原産品としての資格を決定することができない材料を含む。）をいう。



例えば、

- ・ 非締約国から調達した材料
- ・ 締約国内で調達したが、どこで生産されたかわからない材料
- ・ 締約国内で生産されたが、EPAの原産地基準を満たさない、又は満たしているか不明な材料

3-2 輸出する製品の材料の産地に関する情報を確認します。

■ 産品：サーモスタット

□ 材料

01 本体カバー：サーモスタットの部分品	… 国内サプライヤーが製造
02 バイメタル：その他の合金銅フラットロール製品	… 輸入品
03 バネ：ベリリウム銅	… 輸入品
04 接点：銀	… 輸入品
05 リベット：銅	… 輸入品
06 端子：黄銅	… 輸入品
07 ケース：フェノール樹脂	… 国内サプライヤーから購入
08 キャップ：アルミニウム	… 輸入品
09 充填剤：ポリウレタン樹脂	… 輸入品
10 リード：電気絶縁をした線、ケーブル	… 輸入品



01 締約国内で生産されたが、EPAの原産地基準を満たしているか不明な材料

07 = 締約国内で調達したが、どこで生産されたかわからない材料

(とりあえず)
非原産材料
として扱う。

その他の材料 = 締約国外から調達した材料 = 非原産材料

3-3 協定の定める原産品の要件に、確認した材料の情報を当てはめます。



(P12再掲) 日EU・EPA 第3・2条 原産品の要件

1 一方の締約国が他方の締約国の原産品に対する関税上の特惠待遇を第2・8条 1 の規定に従って適用するに当たり、次に掲げる産品は、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たす場合には、他方の締約国の原産品とする。

(a) 次条に定めるところにより完全に得られ、又は生産される産品

(b) 他方の締約国の原産材料のみから生産される産品

(c) **非原産材料を使用**して生産される産品であって、**附属書3-B**に定める全ての関連する要件を満たすもの



今回、非原産材料を使っているから(c)ですね。

(中略)

4 原産品としての資格の取得に関するこの章に定める要件は、**締約国において中断することなく**満たされなければならない。



日本国内自社工場で全材料を組み立てています。



このサーモスタットが、締約国（日本）の原産品と認められるためには、日本における生産について、**附属書3-B**（=品目別原産地規則）に定められる要件が、満たされている必要があります。

3-4 附属書3-Bの確認

 日EU・EPA 附属書3-A 品目別原産地規則の注釈
注釈2 附属書3-Bの構成 2

附属書3-B表2欄に定める各品目別原産地規則は、同表1欄に掲げる対応する産品について適用する。

 日EU・EPA 附属書3-B 品目別原産地規則
1欄 統一システムに基づく分類

9001.90-9033.00  産品 = サーモスタットのHS番号第90.32項がここに含まれます。

※2017年1月1日に改正された統一システム (HS) に拠ります。(附属書3-A注釈1 4)

 同 2欄 品目別原産地規則

CTH (第96.20項の材料からの変更を除く。) 、
MaxNOM50パーセント (EXW) 又は RVC55パーセント (FOB)



これが、今回の産品に適用される原産地規則です。
この要件が、日本での生産について満たされる必要があります。

ステップ3
完了

九〇〇一・九〇一・九〇三・三〇〇 統一システムに基づく分類 (二千十七年に改正された統一システム) (特定の品名の記載を含む。)	一欄	CTH (第九六・二〇項の材料からの変更を除く。) 、 MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB)	二欄 品目別原産地規則
---	----	--	----------------

附属書3-B 品目別原産地規則

協定の規定の確認方法（一例）

日米貿易協定を除き、原産地規則は輸出面も輸入面も同じものが適用されます。

①税関HP ⇒ 原産地規則ポータル

原産地規則ポータル

税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な実施を目指して原産地規則の適切な運用の確保に取り組んでいます。

協定・制度別情報

- 日米貿易協定
- 日EU経済連携協定
- TPP11 (CPTPP)
- 日モンゴル経済連携協定
- 日オーストラリア経済連携協定

②トップページ 協定・制度別情報 日EU経済連携協定

原産地規則ポータル

現在位置: 原産地規則ポータル > 日EU経済連携協定

③2.協定条文等

- 協定本文
- 品目別原産地規則の注釈 (附属書3-A)
- 品目別原産地規則 (附属書3-B)

1.概要

- 日EU・EPA原産地規則について
- 日EU・EPA自己申告・確認の手引き
- 日EU・EPA EPA税率の地理的適用範囲表

2.協定条文等

- 協定本文
- 品目別原産地規則の注釈(附属書3-A)
- 品目別原産地規則(附属書3-B)
- 特定の車両及び(車両の部品)に関する規定(付録3-B-1)
- 第3・5条に規定する情報(附属書3-C)
- 原産地に関する申告文(附属書3-D)
- アンドラ公国に関する附属書(附属書3-E)
- サンマリノ共和国に関する附属書(附属書3-F)

3.証明制度

様式見本(原産品申告書 / 原産品申告明細書(和文 / 英文))※輸入者自己申告の場合

輸出貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸出貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

4. 原産地規則を満たすかを確認

5. 輸出面での原産地手続（※）

（1）原産品申告書を作成

（2）証明資料を保存

※ 輸出者・生産者による自己申告の場合。相手国の輸入者による自己申告の場合には輸入者に情報を提供

6. 相手国におけるEPA税率の適用

7. 必要に応じ相手国からの検証に対応

4-1 品目別原産地規則を読む



(P17再掲) 日EU・EPA 附属書3-B HS第90.32項 品目別原産地規則

CTH (第96.20項の材料からの変更を除く。) 、
Maxnom50パーセント (EXW) 又は
RVC55パーセント (FOB)

※いずれか一つを満たせばよい。
(参照) 日EU・EPA 附属書3-A注釈3 2



これは、産品が原産品と認められるためには、

- ① 締約国内で、産品と生産に使用された非原産材料のHS番号が4桁水準で変わっている必要があり、かつ第96.20項の非原産材料は使用できない。
- ② 産品の価額EXW (最後の作業又は加工を行った製造者に対して支払われた又は支払われるべき産品の工場渡しの価額 (※)) に占める、産品の生産に使用される非原産材料の価額VNMの割合が、50パーセント以下である必要がある。
- ③ 産品の価額FOB (産品の売手に支払われた又は支払われるべき当該産品の本船渡しの価額 (※)) に占める、域内原産割合RVCが55パーセント以上である必要がある。

(※) 詳しくは、日EU・EPA 附属書3-A注釈4 1 参照

① **CTH** とは、**製品と非原産材料のHS番号が4桁水準で変わっていれば、製品が締約国の原産品と認められることを意味します。** ⇒ ①の基準は、**関税分類変更基準**と呼ばれます。



日EU・EPA 附属書 3 - A 品目別原産地規則の注釈
注釈 2 附属書 3 - Bの構成 5

品目別原産地規則の適用上、次の略号を適用する。(中略)
「CTH」とは、いずれかの項の非原産材料からの生産(ただし、当該項には、当該非原産材料から生産された製品が該当する項を含まない。)又は当該製品が該当する類、項若しくは号への当該非原産材料が該当する他の項からの変更をいう。このことは、当該製品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の四桁番号の水準における変更(すなわち、項の変更)が行われなければならないことを意味する。

- ② **MaxNOM50パーセント (EXW)** とは、
製品の価額EXWに占める非原産材料の価額の割合が50パーセント以下であれば、
- ③ **RVC55パーセント (FOB)** とは、
製品の価額FOBに占める域内原産割合が55パーセント以上であれば、
製品が締約国の原産品と認められることを意味します。 ⇒ ②③の基準は、**付加価値基準**と呼ばれます。



日EU・EPA 附属書 3 - A 品目別原産地規則の注釈
注釈 4 非原産材料の最大限の割合(価額に基づくもの)及び最小限の域内原産割合(価額に基づくもの)の算定

- 1 (抜粋) (d) 「MaxNOM」とは、百分率で表示される非原産材料の最大限の割合(価額に基づくもの)をいう。
(e) 「RVC」とは、百分率で表示される製品の最小限の域内原産割合(価額に基づくもの)をいう。
- 2 MaxNOM及びRVCの算定については、次の数式を適用する。

$$\text{MaxNOM}(\%) = \frac{\text{VNM}}{\text{EXW}} \times 100, \quad \text{RVC}(\%) = \frac{\text{FOB} - \text{VNM}}{\text{FOB}} \times 100$$



①～③のどれか一つを満たせばいいんですね。
では、①関税分類変更基準の
「CTH（第96.20項の材料からの変更を除く。）」
を満たすかを、検討してみます。

■ 産品：サーモスタット

□ HS番号 = 第9032.10号

□ 原産品と認められるための条件

- CTH は、締約国内で、産品と生産に使用された非原産材料のHS番号が4桁水準で変わっている必要があるという意味ですので、
産品と同じHS番号4桁 = **第90.32項** の非原産材料は使用できません。
- 加えて、（第96.20項の材料からの変更を除く）なので、
第96.20項 の非原産材料は使用できないことを意味します。

⇒ つまり、**第90.32項と第96.20項に分類されるもの以外**であれば、
非原産材料を使っても原産品と認められます。



全ての非原産材料について、HS番号を確認する必要があります。

4-2 全ての材料について品目別原産地規則を満たすかを確認

原産材料であると認められるためには、その材料が原産地規則を満たすことを確認する必要があります。一方、非原産材料の場合は、産地情報等は不要です（P14参照）。

今回の製品については、材料のHS番号が第90.32項及び第96.20項以外であれば、材料は非原産でOKということですから、まずは全ての材料のHSを確認するのが効率的です。

材料のHS番号を確認

□ 材料 02	バイメタル：その他の合金銅のフラットロール製品	第72類	材料02～10は 第90.32項 第96.20項 ではない。 非原産材料で OK
03	バネ：ベリリウム銅	第74類	
04	接点：銀	第71類	
05	リベット：銅	第74類	
06	端子：黄銅	第74類	
07	ケース：フェノール樹脂	第39類	
08	キャップ：アルミニウム	第76類	
09	充填剤：ポリウレタン樹脂	第39類	
10	リード：電気絶縁をした線、ケーブル	第85類	
01	本体カバー：サーモスタットの部分品	第90.32項 = 第90.32項	

国内サプライヤーから購入

国内サプライヤーが製造



材料01は品目別原産地規則を満たさない。

4-3 品目別原産地規則を満たさない材料が含まれているときは・・・

 今回は、次の二つの選択肢の適用が検討可能です。

➤ 選択肢 1 **許容限度（トランス）**の基準を満たすかを確認する。



日EU・EPA 日EU・EPA 第3・6条 許容限度 1

製品の生産において使用される非原産材料が附属書3-Bに定める要件を満たさない場合において、次のときは、当該製品は、締約国の原産品とみなす。

(a) 統一システムの第1類から第49類まで又は第64類から第97類までの各類に分類される製品については、全ての非原産材料の価額が当該製品の工場渡しの価額又は本船渡しの価額の10パーセントを超えないとき。

(b) 統一システム第50類から第63類までの各類に分類される製品については、附属書3-A注釈6から注釈8までに定める許容限度が適用されるとき。

➤ 選択肢 2 品目別原産地規則を満たさない材料が、**原産材料（協定上の締約国原産品）**と認められるかを確認する。



日EU・EPA 附属書3-A 注釈2 5

「CTH」とは、（中略）当該製品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の四桁番号の水準における変更（すなわち、項の変更）が行われなければならないことを意味する。

➤ **選択肢1 許容限度（トランス）の基準を満たすかを確認する。**

許容限度とは、品目別原産地規則を満たさない非原産材料を使用しているも、その使用がわずかな場合には、その産品を締約国の原産品と認める規定です。
※日豪EPA及びTPP11では「僅少の非原産材料（デミニミス）」と規定されています。

HS第9032.10号の「サーモスタット」の場合の基準は・・・

 (P24再掲) 日EU・EPA 日EU・EPA 第3・6条 許容限度 1(a)

統一システムの第1類から第49類まで又は第64類から第97類までの各類に分類される産品については、全ての非原産材料の価額が当該産品の工場渡しの価額又は本船渡しの価額の10パーセントを超えないとき。

価額情報を確認して、計算します。

- 産品：サーモスタット
HS番号 = 第9032.10号
価額 FOB @390JPY
- 材料01：本体カバー
国内サプライヤーからの
調達価格 @50JPY



$(50/390) \times 100 = 12\% > 10\%$ 

材料01は基準を超えているので、トランスの規定は適用できません。

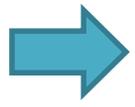
原産品とは認められませんか？



➤ **選択肢 2** 品目別原産地規則を満たさない材料が、**原産材料（協定上の締約国原産品）**と認められるかを確認する。

 (P24再掲) 日EU・EPA 附属書3-A 注釈 2 5

「CTH」とは、（中略）当該製品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の四桁番号の水準における変更（すなわち、項の変更）が行われなければならないことを意味する。

 原産材料であれば、項の変更が行われていなくてよい。

□ 材料01 本体カバー：第90.32項・・・国内サプライヤーが製造

材料が原産材料と認められるためには、協定の定める原産品の要件を満たしている必要があります。材料01の生産に非原産材料が使用されている場合は、HS番号が第90.32項なので、**「サーモスタット」と同じ第90.32項の品目別原産地規則を満たすかを確認する必要があります。**

 材料01は国内サプライヤーが製造しているから、原産材料かな？ 

締約国内で生産された事実だけでは、原産材料とは認められません。



サプライヤーから以下の書類を入手しました。

①納品書

②材料及び製造工程の証明

納品書

日本 ROO 株式会社 御中

株式会社 原産地樹脂
〒135-0064
東京都江東区青海 1-2-3
TEL: 03-3555-1123
FAX: 03-3555-1125

納品書番号 : PO-382770
発行日 : 2020/9/15
Page 1/1

合計金額 100,100 円

品番	商品名	単価	数量	価格
SS197752	サーモスタット用本体カバー	50 円	600 個	30,000 円
SS197755	サーモスタット用本体カバー	50 円	500 個	25,000 円
SR298556	サーモスタット用本体カバー	60 円	300 個	18,000 円
SQ399556	サーモスタット用本体カバー	60 円	300 個	18,000 円
	小計		1,700 個	91,000 円
	消費税			9,100 円
	合計			100,100 円

原産地樹脂

2020年9月15日

日本 ROO 株式会社 御中

弊社製品について

株式会社 原産地樹脂
東京都江東区青海 1-2-3

当社は下記の製品について、以下のとおりであることを証明いたします。

記

○製品
製品名 : サーモスタット用本体カバー (製品番号 : SS197752)
HS コード : 第 90.32 項

○使用材料
材料名 : 耐熱性ポリブチレンテレフタレート樹脂ペレット
HS コード : 第 39 類

○製造工程
下記製造工場において以下のとおり製造。
原材料を射出成型機へ投入→可塑化→射出→冷却→固化→射出成型機から取り出し
→トリミング→洗浄→検品

○製造工場
株式会社 原産地樹脂 山形工場
山形県鶴岡市○○字△△500

以上



(P17再掲) 日EU・EPA 附属書3-B HS第90.32項 品目別原産地規則

CTH (第96.20項の材料からの変更を除く。) 、
MaxNOM50パーセント (EXW) 又は RVC55パーセント (FOB)

- 材料01 本体カバー : サーモスタットの部分品 HS番号 第90.32項
材質=PBT ポリブチレンテレフタレート

- 生産 日本国内 (山形県) の工場で、下記材料を使用して射出成型



(P12再掲) 日EU・EPA 第3・2条 原産品の要件 4



原産品としての資格の取得に関するこの章に定める要件は、締約国において中断することなく満たされなければならない。

- 材料 耐熱性ポリブチレンテレフタレート樹脂ペレット = 中国から輸入
HS番号 第39類 = 第90.32項でない。第96.20項でない。



①、②により、材料01「本体カバー」は、HS第90.32項 品目別原産地規則のうち、CTH (第96.20項の材料からの変更を除く。) を満たすことが確認できることから、原産材料と認められます。

よって、材料01も **OK**

製品「サーモスタット」は、使用されている全ての材料が原産地規則を満たすので、日EU・EPA上の日本原産品と認められます。



ステップ4のまとめ

- 産品：サーモスタット
- 適用した原産地規則

日EU・EPA上の日本原産品と認められました。



日EU・EPA 附属書3-B HS第90.32項 品目別原産地規則のうち、CTH（第96.20項の材料からの変更を除く。）

□ 上記原産地規則を満たすかを確認

● 材料について

- | | | | |
|---|-------|-------------------|-----------|
| 01 | 本体カバー | サーモスタットの部分品 | : 第90.32項 |
| 日本において、当該材料（第90.32項）の品目別原産地規則のうちCTH（第96.20項の材料からの変更を除く。）を満たす生産が行われていることから、原産材料と認められる。 | | | |
| 02 | バイメタル | その他の合金銅のフラットロール製品 | : 第72類 |
| 03 | バネ | ベリリウム銅 | : 第74類 |
| 04 | 接点 | 銀 | : 第71類 |
| 05 | リベット | 銅 | : 第74類 |
| 06 | 端子 | 黄銅 | : 第74類 |
| 07 | ケース | フェノール樹脂 | : 第39類 |
| 08 | キャップ | アルミニウム | : 第76類 |
| 09 | 充填剤 | ポリウレタン樹脂 | : 第39類 |
| 10 | リード | 電気絶縁をした線、ケーブル | : 第85類 |

02～10については、CTH（第96.20項の材料からの変更を除く。）の要件を満たす。

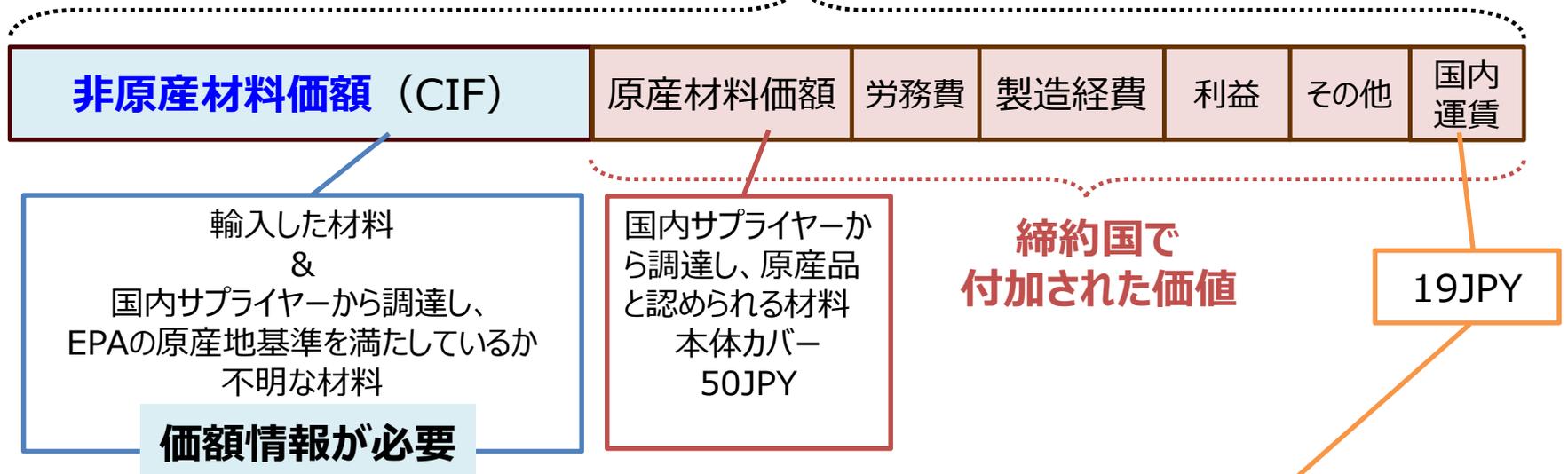
● 製造工程について

日本国内工場にて、上記材料を使って組み立て生産されていることから、品目別原産地規則に定める要件が締約国において中断することなく満たされている。

今回選択しなかった品目別原産地規則について

MaxNOM50パーセント（EXW）又はRVC55パーセント（FOB）を満たすかの確認。

製品の価額（FOB）： 390JPY



サーモスタットが原産品と認められるためには、以下の計算式を満たす必要があります。

$$RVC (FOB) = \frac{390JPY - \text{非原産材料価額}}{390JPY} \geq 55\%$$

$$MaxNOM (EXW) = \frac{\text{非原産材料価額}}{390JPY - 19JPY} \leq 50\%$$

※EXWの定義は日EU・EPA 附属書3-A 品目別原産地規則の注釈 4 1 (b)、FOBの定義は同 4 1 (C)を参照。

輸出貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸出貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

4. 原産地規則を満たすかを確認

5. 輸出面での原産地手続（※）

（1）原産品申告書を作成

（2）証明資料を保存

※ 輸出者・生産者による自己申告の場合。相手国の輸入者による自己申告の場合には輸入者に情報を提供

6. 相手国におけるEPA税率の適用

7. 必要に応じ相手国からの検証に対応

日EU・EPAの関税上の特惠待遇を要求するためには、
輸出者自己申告か輸入者自己申告、どちらかの手続をとる必要があります。



日EU・EPA 第3・16条 関税上の特惠待遇の要求

- 1 輸入締約国は、輸入に際し、輸入者による他方の締約国の原産品についての関税上の特惠待遇の要求に基づき、当該原産品について関税上の特惠待遇を与える。
輸入者は、関税上の特惠待遇の要求の正確性及びこの章に定める要件の遵守について責任を負う。
- 2 関税上の特惠待遇の要求は、次のいずれかに基づくものとする。
 - (a) 産品が原産品であることについての輸出者によって作成された原産地に関する申告
 - (b) 産品が原産品であることについての輸入者の知識

(後略)



取引先に頼まれているから、
輸出者自己申告をしたいと思います。



日EU・EPA 第3・17条 原産地に関する申告

= 輸出者自己申告

- 1 原産地に関する申告については、産品が原産品であることを示す情報（当該産品の生産において使用された材料の原産品としての資格に関する情報を含む。）に基づいて当該産品の輸出者が作成することができる。輸出者は、原産地に関する申告及び提供する当該情報の正確性について責任を負う。
- 2 原産地に関する申告については、附属書3-Dに規定する申告文のうち一の言語によるものを用いて、仕入書その他の商業上の文書（原産品について特定することができるよう十分詳細に説明するもの）上に作成する。輸入締約国は、輸入者に対して原産地に関する申告の翻訳文を提供するよう要求してはならない。

5-1 原産品申告書を作成

日EU・EPAにおける輸出者自己申告の場合、原産品申告書は仕入書その他の商業上の文書に、附属書3-Dに定められた申告文を用いて作成します。※1

附属書3-D申告文 英語版

(Period: from.....to.....) ※2

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No ※3) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin.

(Origin criteria used) ※4

.....

(Place and date) ※5

.....

(Printed name of the exporter)

.....

推奨

附属書3-D申告文 日本語版

(期間：.....から.....まで) ※2

この文書の対象となる製品の輸出者（輸出者参照番号※3.....）は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地.....が特惠に係る原産地であることを申告する。

(用いられた原産性の基準) ※4

.....

(場所及び日付) ※5

.....

(輸出者の氏名又は名称（活字体によるもの）)

.....

P33の原産地に関する申告については、以下の注に従って作成します。

- ※1 自己申告の文言は日本語、英語のほか、EUの諸言語で作成可能。
- ※2 同一の原産品が2回以上輸送される場合の期間（12か月以内）を記載。
但し、1回限りの輸送に使用する場合は空欄とすることができる。
- ※3 輸出者参照番号は、日本からの輸出者の場合は法人番号（番号を有していない場合は空欄とすることができる。）

！！国税庁法人番号公表サイトから英語表記の登録を御検討ください。

税関からの御案内(<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/houjin-bangou.htm>)

- ※4 場合に応じて、次の一又は二以上の記号を記載する。
 - A: 第3・2条 1 (a)に規定する産品 【完全生産品】
 - B: 第3・2条 1 (b)に規定する産品 【原産材料のみから生産される産品】
 - C: 第3・2条 1 (c)に規定する産品 【実質的変更基準を満たす産品】
 - 1: 関税分類の変更の基準 【関税分類変更基準】
 - 2: 非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）又は
最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）の基準 【付加価値基準】
 - 3: 特定の生産工程の基準 【加工工程基準】
 - 4: 付録3-B-1第3節の規定の適用がある場合 【自動車関連】
 - D: 第3・5条の規定を適用する場合 【累積】
 - E: 第3・6条の規定を適用する場合 【許容限度】
- ※5 場所及び日付の情報が自己申告を行うインボイス等の文書自体に含まれる場合は省略可能。



NIPPON ROO CORPORATION
 2-7-68 KAIGAN,MINATO-KU,TOKYO 105-0022 JAPAN
 TEL:+81-3-3456-2171 FAX:+81-3-3456-5025

INVOICE

Address: **SPP Team GmbH** Am Gueterbahnhof **
 D-75177 Pforzheim Taeschenwaldstrasse * D-75181 Pforzheim
 GERMANY
 TEL: +49 7231/787***3 FAX: +49 7231/787***6

No. 10517-101119
 Date October.11,2020
 Page 1/1

Shipping For AIR FREIGHT on/about October 13,2019
 from TOKYO JAPAN to STUTTGART GERMANY via DIRECT

CASE NO.	PRODUCT CODE	DESCRIPTION	QUANTITY	NET WEIGHT	UNIT PRICE	AMOUNT
		HS Code : THERMOSTAT 9032.10	FOB JAPAN			
			IN JAPANESE YEN			
1-3	P/O 38532-1	20153051 THERMOSTAT 01RO-15S040-5X7 140/120 01RO9690A 140	6,000 pcs	54.00 KGS	@ ¥390	¥2,340,000
TOTAL	(3)CARTONS		6,000pcs	54.00KGS	FOB JAPAN	¥2,340,000

COMMERCIAL VALUE ¥2,340,000

Freight : Collect
 Payment : T/T net30
 Forwarder : TECT

Identifying Mark & Nos



GERMANY/MIC
 C/NO 1/3-3/3

原産地に関する申告文
 (附属書3-D申告文)

(Period: from.....to.....)
 The exporter of the products covered by this document
 (Exporter Reference No XXXXXXXX) declares that,
 except where otherwise clearly indicated, these products are
 of the Japan preferential origin.
 Origin criteria used: "C", "1"
 (Place and date:)
 Printed name of the exporter:
NIPPON ROO CORPORATION

インボイス等の商業上の文書に
 協定に定められた申告文を記載します。

場所及び日付についてはインボイス等商業上の文書に
 これらの情報が含まれる場合には申告文上は省略可。

申告文の有効期間は12箇月間であるため、12箇月以内の
 期間を記載。
 但し、1回限りの輸送に使用する場合は空欄とする。

輸出者参照番号：日本の輸出者の場合は**法人番号**を記載
 します。

※法人番号英語表記登録についてP34参照

貨物の原産地：**Japan**

用いられた原産性の基準：
 完全生産品→**A**
 原産材料のみからなる産品→**B**
実質的変更基準を満たす産品→C
 Cを用いる場合→ **関税分類変更基準→ 1**
 付加価値基準→ **2**
 加工工程基準→ **3**
 自動車関連→ **4**
 累積を適用する場合→ **D**
 許容限度を適用する場合→ **E**

輸出者の氏名又は名称

5-2 証明資料を保存

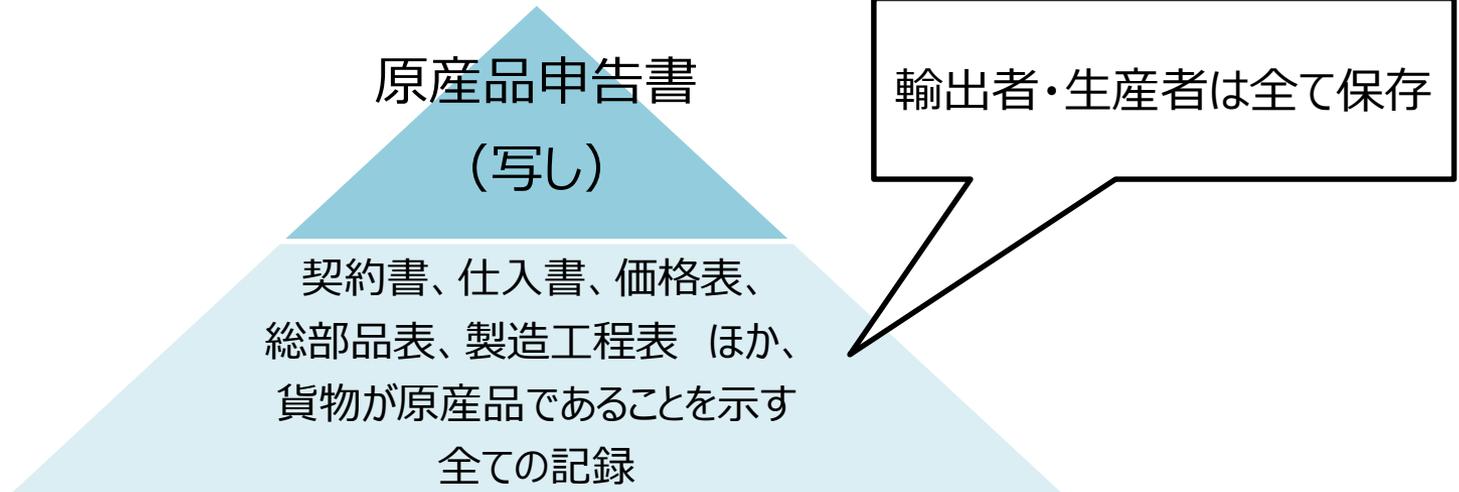
日EU・EPA 日本における輸出者又は生産者の書類保存義務

原産品申告書を作成した日本の輸出者又は生産者は、日EU・EPA第3・19条及び経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成26年法律112号）第5条に基づき、原産品に関する書類を、作成の日から4年間（※）保存する必要があります。



日EU・EPA 第3・19条 記録の保管に関する義務 2

原産品に関する申告を作成した輸出者は、当該原産地に関する申告を作成した後少なくとも4年間、当該原産地に関する申告の写し及び産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す他の全ての記録を保管する。



（※） TPP11（CPTPP）及び日オーストラリア協定は5年間 36

今回の例の場合は、
以下のような書類を保存しておく必要があると考えられます。

- ① 産品が日本で生産されたこと及び生産途中で第三国に出ていないことを確認できる資料
製造工程表 等
 - ② 産品の全材料とそのHS番号が確認できる資料
総部品表 材料の材質・形状などが確認できる設計図 等
 - ③ 品目別原産地規則を満たさない材料が原産材料（協定上の締約国原産品）と認められることが確認できる資料
総部品表・製造工程表・原材料の価格資料 等（P27）
（国内サプライヤー側での保存でもOK）
- ※ P25の許容限度（トランス）の基準を適用した場合には、輸出する産品のFOB価格と、材料の購入価格がわかる資料
仕入書、請求書 等

検証（P41参照）の際、上記書類を相手国に提供するため、英訳をお願いする場合があります。



輸出貨物のEPA利用のステップ

1. 輸出貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

4. 原産地規則を満たすかを確認

5. 輸出面での原産地手続 (※)

(1) 原産品申告書を作成

(2) 証明資料を保存

※ 輸出者・生産者による自己申告の場合。相手国の輸入者による自己申告の場合には輸入者に情報を提供

 6. 相手国におけるEPA税率の適用

7. 必要に応じ相手国からの検証に対応

ステップ5で作成した原産品申告書は、EUにおける輸入申告の際にEU税関に提出する必要があります。

HS番号の適用は世界共通、原産地規則の適用は締約国共通ですが、最終的には**輸入国税関の判断が適用**されます。EPA税率の確実な利用のために、輸出先税関における事前教示制度等の利用も御検討ください。

なお、EU側の原産地手続きの運用については、欧州委員会 税制・関税同盟総局 (TAXUD) がガイダンスを公表しており、ジェットロHPに仮訳が掲載されています。

[\(https://www.jetro.go.jp/world/europa/eu/epa/\)](https://www.jetro.go.jp/world/europa/eu/epa/)

ジェットロによるEU側税関当局ガイダンス仮訳

欧州委員会

- 要求・確認および特恵の否認 (2019年12月更新) (723KB)
- 同一の製品の二回以上の輸送のための原産地に関する申告 (620KB) (2020年1月更新)
- 輸入者の知識 (191KB)
- 秘密の取扱い (644KB)
- 原産地に関する申告 (2019年12月更新) (712KB)

※画面図はJETRO HPから引用

委員会ガイダンス原文は「政府公表資料：欧州委員会」参照

税関

・EPAガイダンス (2019年8月8日版) (644KB)

税関ガイダンス原文は「政府公表資料：ドイツ税関」参照

税関

日EU・EPAガイダンス (2019年7月版) (362KB)

※オランダ税関ガイダンス原文は「政府公表資料：オランダ税関」参照

ベルギー税関

日EU・EPAガイダンス (2019年8月版) (529KB)

※ベルギー税関ガイダンス原文は「政府公表資料：ベルギー税関」参照





日本税関においても、輸出貨物のEPA自己申告制度利用に関する御相談を受け付けております。(P44,45参照)

ステップ6
終了 39

輸出貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸出貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

4. 原産地規則を満たすかを確認

5. 輸出面での原産地手続（※）

（1）原産品申告書を作成

（2）証明資料を保存

※ 輸出者・生産者による自己申告の場合。相手国の輸入者による自己申告の場合には輸入者に情報を提供

6. 相手国におけるEPA税率の適用

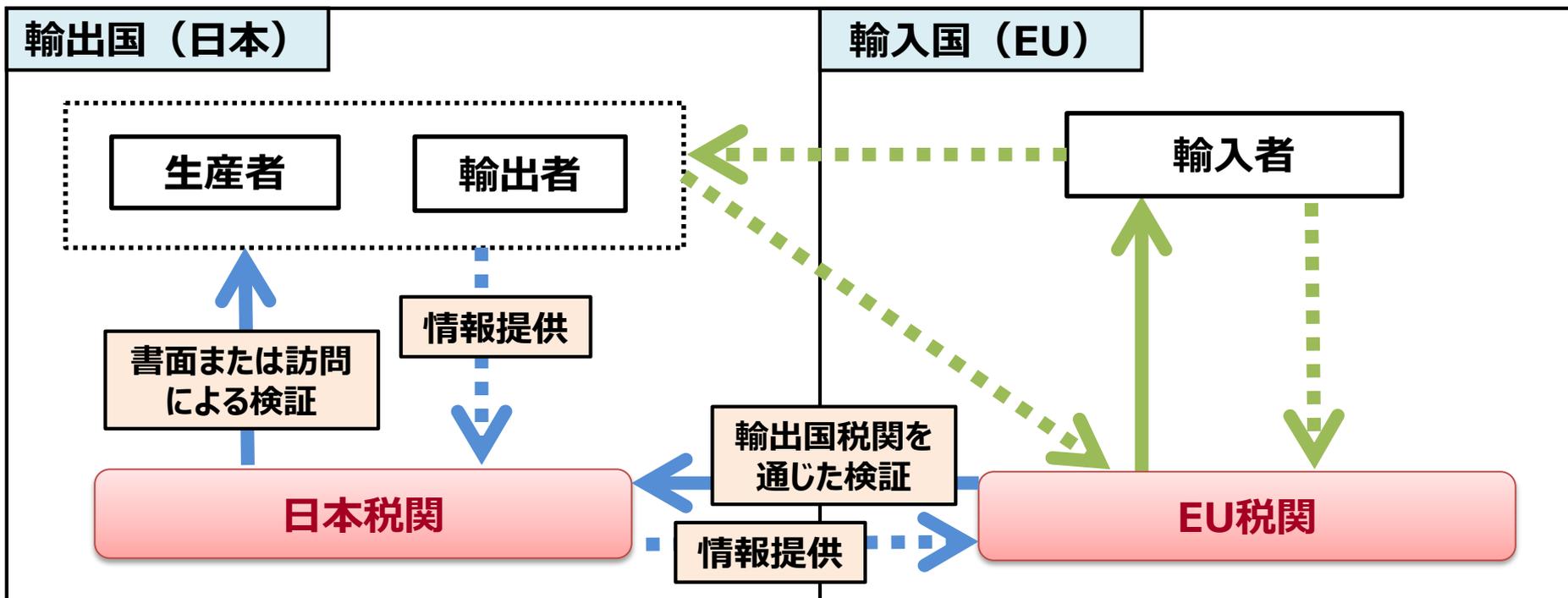
7. 必要に応じ相手国からの検証に対応



日EU・EPA 輸出貨物に対する検証（事後確認）

- 日EU・EPAでは、輸入国税関が輸出者（又は生産者）に対して行う検証は、輸出国税関を通じて行われます（間接検証）。
- 輸入国税関は、輸入者に対する検証の後、貨物の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、輸出国税関に対して情報の提供を要請することができます。
- 輸出国税関は、輸出者に対して文書の要請又は施設の訪問による審査を要請します。
- 輸出国税関から回答がない場合、及び十分な情報が提供されない場合は、輸入国税関でEPA税率の適用を否認される可能性があります。

※ 日EU・EPAでは、輸入国税関から輸出国の輸出者・生産者に対する訪問検証は規定していません。



EU税関当局から日本税関への情報提供要請について

日本から輸出されEPA税率を適用してEU側に輸入された貨物の原産性について、EU税関当局が事後確認（検証）を行う場合、まずはEU側輸入者に対して情報の提供が要求されます。その後、輸出者自己申告の場合で追加の情報が必要であると判断されたときは、日本税関に対して協力要請が行われることとなります。

日本税関は、EU税関当局からの要請に基づき、原産地に関する申告文を作成した日本の輸出者・生産者に対し、貨物の原産品としての資格を確認するための情報の提供を求めます。

■ 事後確認の方法

EU税関当局の要請を受けた日本税関が、書面又は訪問により実施します。実施時の書面に情報提供要請対象の貨物及び確認内容が記載されます。

■ 情報の提供

情報提供要請対象の貨物が日本の原産品であるか否かを確認するため、生産に係る説明及び証明資料（契約書、仕入書、材料表、製造工程表など）の提出を求めます。

■ 回答期限

協定上、輸出国税関（日本税関）は、相手国税関当局からの要請から10箇月以内に回答を行う必要があります。

■ 根拠法令

- 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成26年法律112号）
 主な関連規定：書類の保存（第5条）、資料の提出及び立入検査等（第7条）、
 罰則（第11～13条）
- 日EU・EPA
 主な関連規定：運用上の協力（第3・22条）、関税上の特惠待遇の否認（第3・24条）

■ 事後確認の結果

提出された情報及び回答書を基に、日本税関において貨物が原産品かどうかについての意見を作成し、EU税関当局へ提供します。ただし、原産品か否かの最終的な判断はEU税関当局が行います。

日本税関の回答等により、EU税関当局が当該貨物について日本の原産品であることを確認できた場合には、EU税関当局においてEPA税率の適用が是認されます。

一方、期限内に回答をしない場合や、提供された情報が原産品であることを確認するために十分でない場合には、EU税関当局により、EPA税率の適用が否認されることがあります。

自己申告制度に係る輸出貨物に対する事後確認についてのお問い合わせは、
 下記へお願いいたします。

担当部門	メールアドレス
財務省・税関 EPA原産地センター （東京税関総括原産地調査官）	epa-roo-center2@customs.go.jp



EPA原産地センターでは、EPAの自己申告制度を利用した**日本からの輸出**についての相談対応を行っています（対面又はメール）。

■ 相談内容

日オーストラリア協定、TPP11、日EU協定に係る自己申告制度を利用した**輸出申告**に係るもの

- 例）
- ・ 輸出する貨物が相手国でEPA税率を適用できる原産品となるか。
 - ・ 輸出をする際に自己申告書を作成したいのですが、どのように作成すればよいか。
 - ・ 相手国からの事後確認に備えてどのような書類を備えておけばよいか。

■ 相談対象者

日本から貨物を輸出し、上記協定を利用して自己申告を行う方（輸出者、生産者）

■ ご利用方法

以下の事項を記載し、次頁記載のメールアドレスあてに送付ください。

- （1）ご連絡先（お名前・会社名、お電話番号等）
- （2）相談したい内容
- （3）相談希望日時（対面での相談をご希望の場合）

■ 担当

財務省税関 EPA原産地センター

住所：東京都港区海岸2-7-68

電話：03-3456-2171（※）

相談受付メールアドレス：

epa-roo-center2@customs.go.jp

※お電話でのご相談受付は承っておりませので、
まずはメールでのご連絡をお願いいたします。



□ HSコードのみのご相談の場合

ご相談の内容が、輸出産品又は材料に係る品目分類（HSコード）についてのみの場合は、各税関の関税鑑査官部門にお問い合わせ下さい。

➤ 品目分類・関税率についてのお問い合わせ先（関税鑑査官）

税関HP：<https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

上記相談による結果は、輸出先でのEPA税率の適用を保証するものではありません。
EPA税率の確実な利用のため輸出先税関における事前教示制度の利用等をお勧めさせていただく場合もございます。

【参考】その他のお問合せ先

1. 輸出（及び輸入）の手続きやビジネス相談を含む実務の全般について

日本貿易振興機構（JETRO）

- 日本での問合せ先：
JETRO・EPA活用のための相談窓口 <https://jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp/contact.html>
- 海外での問合せ先：
JETRO・EPAアドバイザー <https://jetro.go.jp/services/advisor/>

2. 申告の準備等の実務について

- 東京共同会計事務所 EPA相談デスク <https://epa-info.go.jp>

3. 協定の鉱工業品の関税・原産地規則などの内容について

- 経済産業省 通商政策局 経済連携課 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/contact/



税関HP・原産地規則ポータルのご案内

- 各EPAのご利用に際しては、税関HP 原産地規則ポータルをご活用ください
- 品目別原産地規則検索、自己申告制度の様式見本各種、協定条文などのほか、[EPA/GSP原産性に係る非違事例](#)もご紹介しています。

原産地規則ポータル

<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

このページの本文へ [English](#)

原産地規則ポータル

文字サイズ [+ 大きく](#) [元に戻す](#) [- 小さく](#) [検索](#)

税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な実施を目指して原産地規則の適切な運用の確保に取り組んでいます。

ホーム 原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続 事後確認 税関ホームページ

新着情報

- 06月17日 [EPA/GSPでの原産性に係る非違事例を追加しました](#)
- 05月28日 [各国における原産地証明書発給停止等への対応（更新）](#)
- 05月19日 [「一般特恵マニュアル」を更新しました](#)
- 05月14日 [日EU・EPA発効1周年記念セミナーについて（質疑応答の公表）](#)

[過去の新着情報一覧へ](#)

原産地規則のいろは

お知らせ



輸入貨物に関する事前教示照会のほか、原産地規則・関連する税関
手続については、下記までお気軽にお問い合わせください。

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関 業務部 原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関 業務部 首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関 業務部 原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関 業務部 原産地調査官 清水税関支署 原産地調査官	052-654-4205 054-352-6114	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関 業務部 首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関 業務部 首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関 業務部 原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関 業務部 原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関 業務部門 原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

ご清聴ありがとうございました



実質的変更基準を満たす産品（品目別原産地規則を満たす産品）

我が国の多くの協定においては、実質的変更基準は、品目毎に「関税分類変更基準」、「付加価値基準」、「加工工程基準」いずれかの考え方、あるいは、その組合せを採用しています。

関税分類変更基準

非原産品である材料の関税分類番号と、その材料から生産される産品の関税分類番号が一定以上異なる場合に、実質的変更が行われたとする考え方です。

（例）日EU・EPA HS第9001.90号-第9033.00号 品目別原産地規則のうち、CTH（第96.20項の材料からの変更を除く。）

付加価値基準

締約国での生産により価値が付加され、この付加された価値が基準値以上の場合に実質的変更が行われたとする考え方です。

（例）日EU・EPA HS第9001.90号-第9033.00号 品目別原産地規則のうち、MaxNOM50パーセント（EXW）又は RVC55パーセント（FOB）

加工工程基準

締約国で、特定の加工工程（例えば、化学反応、蒸留、精製等）が施されれば実質的変更が行われたとする考え方です。

（例）日EU・EPA HS第62.05項 品目別原産地規則
製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は
なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。